

# 社会福祉法人松星苑 役員等報酬規程

(平成29年規程第1号)

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松星苑（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条、評議員選任・解任委員会運営細則第5条、福祉サービスに関する苦情解決取扱要綱第10条に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (役員等報酬)

第2条 法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて、下記の法人業務を行う場合には、3,000円に源泉所得税額を上乗せした額を費用弁償する。ただし、施設長等の法人が経営する事業所職員が役員等の場合は支給しない。

- (1) 評議員会に出席した場合
- (2) 理事会に出席した場合
- (3) 監事が監事監査を実施した場合
- (4) 評議員選任・解任委員会に出席した場合
- (5) 苦情解決第三者委員報告会に出席した場合
- (6) その他、法人業務に必要があり、法人内の会議等に出席した場合

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合、その実費額を別途支払うことができる。

3 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて、法人業務のために旅行した場合は、旅費規程を準用して旅費を支給する。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成29年 3月 8日から施行する。

社会福祉法人松星苑役員の報酬及び費用弁償規程（昭和60年規程第1号）は、平成29年 3月 7日をもって廃止する。

この規程は、平成29年 5月30日から施行する。